65歳以上の皆さまへ

平成 27 年度から介護保険料が変わります

介護保険は、国・県・町が負担する公費と、皆さんが納付する介護保険料を財源として運営され ています。介護保険料は介護保険給付にかかる費用を考慮し、3年ごとに見直され、平成27年度 からは第6期(平成27~29年度)の新しい保険料となりました。

今回の改正では、介護保険利用者の増加などにより介護保険料が引き上げられたため、保険料の 基準額(年額)が、「57,600円」となりました。

保険料は、基準額をもとにみなさんの町民税の課税状況等に応じて段階的に決められます。平成 27年度は、保険料段階が6段階から9段階へと多段階化されました。平成26年度は4段階が基 準額でしたが、平成27年度は5段階が基準額となります。(※別表)

【別表】

27 年度から 29 年度まで					24 年度から 26 年度まで			
所得段階	対 象 者	割合	保険料 (年額)	所得段階	割合	保険料 (年額)		
1 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計		25,920 円	1 段階	基準額× 0.50	24,000円		
	所得金額と課税年金収入金額との合計が80	基準額× 0.45		O CUIBER	甘滋姑、0.50	24000 0		
	万円以下である者			2 段階	基準額× 0.50	24,000円		
2 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、合計		43,200円	3 段階	基準額× 0.75	36,000円		
	所得金額と課税年金収入金額との合計が 120	基準額× 0.75						
	万円以下である者							
3 段階	本人及び世帯全員が町民税非課税で、第2	 基準額× 0.75	/13 200 田					
J FXPG	段階以外の者	至十畝八 0.7 5	75,20013					
	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者		51,840円	4 段階	1.00 (基準額)	48,000円		
4 段階	で、合計所得金額と課税年金収入金額との	基準額× 0.90						
	合計が80万円以下である者							
5 段階	町民税課税世帯で本人が町民税非課税の者	100 (基準額)	57,600円					
	で、第4段階以外の者	(1100 (1111)						
6 段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が	基準額× 1.20	69,120円		基準額× 1.25	60,000円		
	120万円未満の者							
7 段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が	基準額× 1.30	74,880 円					
	120 万円以上 190 万円未満の者		86,400円	6 段階	基準額× 1.50	72,000円		
8 段階	本人が町民税課税者で、合計所得金額が	基準額× 1.50						
9 段階	190 万円以上 290 万円未満の者 本人が町民税課税者で、合計所得金額が		97,920円					
		基準額× 1.70						
	290 万円以上の者							

◇保険料の納め方

年金額が月額 15,000 円 (年額 18 万円) 以上の方は、年金から差し引かれますが、 次の場合は対象外となりますので、納付書納付書または口座振替により納付していた だきます。

- ①年度の途中で65歳になった場合
- ②他市町村から転入された場合
- ③保険料の所得段階が変更になった場合 など
- ●問い合わせ先 健康福祉課 ☎ 62 2115

資産割を廃止しました。 運営移行のため定められた広平成30年度からの県への財政 域化支援方針に基づいて、 ました。今回の改正では、 医療費等の

割(被保険者数)、④平等割(世 帯)から世帯毎に計算されて

んに公平に負担していただく 国保税は、加入者のみなさ 賦**課方式及び税率を改正** ことになります。平成26年度 別表1の区分により ②資産割、 ③ 均 等 だく国保税も増えることにな政が厳しくなり、納めていた医療費が増えると国保の財 ともに、 期発見、 を利用し医療費の抑制を図る 積極的に受診するなどして早ります。町の特定健診などを

早期治療に努めると

となりますが、課税限度額に度額を超えたときは限度額) 理解をお願いします。の安定した財政運営のためご つきましても**別表1** 国保事業 のとおり

人者が負担する国保税により 国民健康保険税について 入者の医療費にあてるた 国などからの補助金や加 (国保) は 改正となり

税率

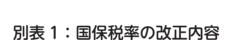
国民健康保険

こでは、今年度の国保税につ運営されている制度です。こ

いてお知らせします

医療費を抑制しまし

が納しない



	ı								
区分	医療分・後期高齢者支援金分					介護分(40歳以上65歳未満の方のみ)			
	27 年度	内 医療給付分	訳 後期高齢者支援分	26 年度	対前年比		27 年度	26 年度	対前年比
課税の限度額	69 万円	52 万円	17 万円	67 万円	2万円	課税の限度額	16 万円	14万円	2 万円
①所得割	11.50%	9.10%	2.40%	11.25%	0.25%	①所得割	2.35%	2.50%	△ 0.15%
②資産割	0.00%	0.00%	0.00%	13.00%	△ 13.00%	②資産割	0.00%	2.00%	△ 2.00%
③均等割	33,100円	26,000円	7,100円	33,100円	_	③均等割	8,200円	8,200円	_
4平等割	26,300円	20,000円	6,300円	26,300円	_	④平等割	6,500円	6,500円	_

「資格証明書」が発行される自己負担しなければならない保険証」や医療費を一度全額 が重要です。には国保税の納期限内の納付国保を円滑に運営するため 務町民課までご相談くださ 滞納額が増えないよう必ず税 国保税の納付が困難な方は 国保税を納めない 「短期

れます とおり改正され、5割軽減と 税)が軽減されます 2割軽減の対象世帯が拡大さ と平等割額(1世帯につき課

額(加入者1人につき課税) この軽減の基準が**別表2**の 主および国保加入者の所得 に応じて、 均等割 額

別表 2:軽減判定所得の見直し内容

区分	軽減対象者の要件(世帯の所得額)				
上 刀	27 年度	26 年度			
7割軽減	33万円以下	33万円以下			
5割軽減	33万円 +26万円×(被保険者数)	33万円 +24.5万円×(被保険者数)			
2割軽減	33 万円 +47 万円×(被保険者数)	33万円+45万円×(被保険者数)			

●問い合わせ先 税務町民課 ☎62-2114

広報かがみいし 2015年7月号 広報かがみいし 2015年7月号